

報告 3 令和 8 年度 地域公共交通確保維持改善事業費補助金に係る
地域公共交通計画の認定について

令和 7 年 9 月 26 日付関交企第 8 1 号をもって、関東運輸局長より国土交通大臣が地域公共交通確保維持事業に係る計画であるものとして下記の通り認定した旨の通知を受けた。

関 交 企 第 8 1 号
令和 7 年 9 月 2 6 日

大島町地域公共交通活性化協議会
木中 孝次 殿

関東運輸局長 藤田 礼子
(公印省略)

令和 8 年度 地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金）に係る地域公共交通計画の認定について

令和 7 年 6 月 2 5 日付け 7 大交協第 4 号で認定申請のあった「令和 8 年度 地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金）に係る地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第 5 条第 1 項に規定する地域公共交通計画」については、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第 1 0 条の規定を準用する第 1 8 条により、令和 7 年 9 月 2 5 日付け国総地第 1 4 4 号をもって、国土交通大臣が地域公共交通確保維持事業に係る計画であるものとして認定したので、通知する。